

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 10,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費 344,972千円

（単位：千円）

事業等		令和4年度 当初予算 計上額	事業費				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 （社会保障財源化分）	その他
社会福祉費	社会福祉事業	666	169	0	0	19	478
	障害者福祉事業	20,277	14,124	0	0	588	5,565
	高齢者福祉事業	68,215	290	18,000	12,035	1,977	35,913
	児童福祉事業	107,843	28,380	34,900	2,870	3,126	38,567
	母子福祉事業	1,400	75	0	0	41	1,284
		198,401	43,038	52,900	14,905	5,751	81,807
社会保険費	介護保険事業	25,100	530	0	0	728	23,842
	国民健康保険事業	62,400	31,163	0	1,200	1,809	28,228
	後期高齢者医療事業	26,366	3,338	0	0	764	22,264
		113,866	35,031	0	1,200	3,301	74,334
保健衛生費	健康増進対策事業	4,575	1,899	0	0	133	2,543
	疾病対策事業	17,948	80	0	0	520	17,348
	母子保健事業	10,182	599	0	0	295	9,288
		32,705	2,578	0	0	948	29,179
		344,972	80,647	52,900	16,105	10,000	185,320

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。